

大阪市長

(お問い合わせ先)

電話番号
FAX 番号

高額障がい福祉サービス等給付費・高額障がい児（通所・入所）給付費 取下通知書

先に申請のありました障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第四十三条の五第一項に規定する高額障がい福祉サービス等給付費及び児童福祉法第二十一条の五の十二に規定する高額障がい児（通所・入所）給付費については、次のとおり取り下げましたので通知します。

記

支給（給付）決定 障がい者(保護者)氏名		受給者証番号
支給（給付）決定に 係る児童氏名		
取下年月日	年 月 日	
取下げとなる サービス利用月	年 月	
取下理由		

※本通知の「取下げとなるサービス利用月」以降に、高額障がい福祉サービス等給付費・高額障がい児（通所・入所）給付費に係るサービス利用がある場合は、あらためて支給申請手続きが必要となります。